

会

報

贈呈

'87

第99号

〔座談会〕 最高裁総務局・人事局各課長、参事官を囲む 2

〔書記官制度研究会報告〕 供述録取事務の合理化とその諸方策について 13

〔書協実務研究室コーナー〕 不動産配当手続における租税債権の取扱い 29
当直における勾留等請求事件の事務処理について 38

〔講演〕 不動産競売事件処理の問題点 54
民事交通訴訟の審理について 78

〔OA機器コーナー〕 ポケコン論 94



最高裁判所裁判所書記官研修所

全国裁判所書記官協議会

全国書協会報〔季刊〕第99号

目 次

〔巻頭言〕	1
〔座談会〕	
最高裁総務局・人事局各課長、参事官を囲む	2
〔書記官制度研究会報告〕	
供述録取事務の合理化とその諸方策について——書記官・弁護士に対するアンケート結果を素材にして——	13
〔審協実務研究室コーナー〕	
不動産配当手続における租税債権の取扱い	上田正俊 29
当直における勾留等請求事件の事務処理について	松澤昭二 38
〔講演〕	
不動産競売事件処理の問題点	佐藤歳二 54
民事交通訴訟の審理について	宮川博史 78
〔OA機器コーナー〕	
ポケコン論	上田繁明 94
〔本部と支部との交流会だより〕	
広島／高松／名古屋／大阪／福岡／札幌／東京	114
<hr/>	
本部だより	126
国際交流だより	129
実務研究室相談コーナー	37, 136
<俳句>かすみ俳句会	28
支部役員名簿	73, 125, 135
<編集手帖カット文字>の解説	小林保佳 128
原稿募集	53
☆ 判例要旨紹介 民事—最高裁判所判例要旨（昭和62年1月～3月）	137
下級裁判所判例要旨（昭和58年9月14日～11月14日）	139
刑事—最高裁判所判例要旨（昭和62年2月～3月）	141
下級裁判所判例要旨（昭和59年9月3日～12月27日）	142
家事—最高裁判所判例要旨（昭和61年7月）	152
下級裁判所判例要旨（昭和60年9月18日～61年7月23日）	153

『卷頭言 カット……後藤三男（元千葉地裁）』
『編集手帖 カット……小林保佳（元長野地裁）』

とき 昭和62年5月8日
ところ 半藏門会館

各課長、参事官を囲む

特集／座談会

最高裁總務局・人事局

出席者

最高裁判所側

總務局第一課長 竹崎博允
同第二、三課長 秋山壽延
同 參事官 小仁所由紀雄
人事局給与課長 涌井紀夫
同 任用課長 金築誠志
同 參事官 住川浩英

書記官協議会側

薰滿馬行久広孝祐夫裕勝一昭充恒元二明
卓則富芳正唯隆秀政正利達博
士村橋口口柳岩田川林原田沼水中原島
傍中高野林井畔黒富茶桂小栗飯小清田松安
長長長長長長員員員長員員員員員員長長
会副事總同企同企同企同企同企同企同企
会副事總同企同企同企同企同企同企同企同企
会務務副調查副集副理副

先ず
テ、この一に置いてお聽きを
します。昨年お聞きした以降に事情の
変化、計画の変更、あるいは新設があ
ろうかと存じますので、昨年に引き継
ぎ、本年度の職員の給与上の待遇とし
て、
1 本年度の級別定数についての全
般的な御説明、運用方針、特に書記官、
主任書記官、次席、首席書記官と他の
官職との関係、他の省庁における実情
について

1 本年度の級別定数についての
全般的な説明と運用方針

も関連するかと存じますが、官職の増設について御計画がありまつたらお聞かせください。

1 本年度の級別定数についての一般的な説明と運用方針

涌井給与課長 周知のとおり、現下の厳しい財政事情の下では、級別定数の改定のための折衝も年を重ねるごとに難しくなつて来ていますが、職員の待遇に直接関係する重要な問題であるため、できる限りの努力をしているところであります。

特に、昭和六二年度の定数折衝では、昭和六〇年一二月の給与法の大改正後初めて迎えた折衝であったため、新設の級の定数改定が重要課題となつたわけですが、「今回の法改正に伴い、今後数年の間に必要となる調整措置を、いわば前倒しする形で、昭和六二年度予算で一挙にまとめて予算化してほしい」との要求を行い、最終的には、ほぼ満足すべき成果を挙げることができたものと考えています。

以下、昭和六二年度の級別定数の改定状況と、その運用方針について、ご

畔柳企画調査部長 企画を担当している
いる畔柳です。これから先の進行係を
勤めさせていただきます。宜しくお願

2 大量退職が非常な勢いで進行している状況にあって、定数回収の問題が心配ですが、如何でしょうか。
3 异格等に関する運用基準についてお聞かせ頂けることがありましたら、お話を頂きたいと存じます。



くかいつまんで説明することにします。

ます。
——関係ですか。昨年同様、高裁首席書記官ボストについて一〇級から一級への切上げが認められました。

このほか、地元の警察署長は、各級の切上げを、ト各一についても、一級への切上げが認められました。

は、先に述べたように給与法の大改正に伴う特別の調整措置が必要だとして、重点的に取組んだ結果、地裁の首席裁判官四四八人を一〇級に切上げることができました。

行政省庁では、地・家裁に相当する府県単位機関では、「特に困難な業務を所掌する機関の長」がようやく「○級格付けが認められる」という実情があるので、地・家裁の首席審理官の場合には、裁判部門の長にすぎないのですが、書記職は裁判部門の基幹職であると、従来からの等級格付け等が評価されて、今回の定数改定の結果、地・家裁の首席書記官ボストのうち「○級スト」が四割程度にまで達することになりました。

今後は、このような定数状況を踏まえて昇格を検討していくことになりますが、これまでと比べて昇格運用を全般改善することができるものと考えて

い
ま
す

なお、一〇級への定数の切上げは、
首席書記官のほかに、首席家裁課査官
及び高裁課長ボスト各一についても認
められています。

これを受けて、本年度から、主任記官の八級昇格を従前と比べ相当程度改善することにしました。

るところから、従前にも増して各職種の各級にわたり定数の回収が大きな問題となっています。

そもそも七級は、本省であつても課長補佐がようやく格付けられる級であり、ヒラ書記官については、この七級名目付日本二四種に附屬する。

格付けに自体に困難な問題があつたところです。

ところで相当進んでいるとして定数回

取を強く要求されているところです。このような状況にもかかわらず、先に述べたように給与法の大改正に伴う

特別の調整措置が必要だとして定数の

切上げについて、重点的に取組んだ結果、三二の切上げが認められました。

は、これまでと同様に「主任讃記官」を

補佐する立場にある記録官、訟廷係長

獨創の運営官兼庶務課長のホストにあ

第三回 月夜の夢

りますか。定数の切上げに伴う七級並

ストの増設のほか、七級審記官の減耗

も相違んでいふことも考へ併せゐ

と
全般的な昇格水準という観点から

見れば、昇格水準は改善されるものと

考えています

2 定数回収の見通し

職員の大半退職が一段と進行してい

2 定数回収の見通し

六一年度にかなり大がかりな検討作業を行った結果、定数配布基準を相当大幅に緩和しましたが、昭和六二年度についても定数の回収数を当初の予測よりかなり抑えこむことができたことを考慮して定数配布基準を緩和しました。

書記官四級については、昭和六一年度III種試験採用者等の級別資格基準について若干の見直しがされたこと等の事情を考慮して、定数配布基準を一定程度緩和したところですが、昭和六二年度についてもこの基準に基づいて定数を配布しました。

4 官職の増設について
昭和六二年度の予算折衝において、九級の次席書記官ポストの増設が四認められました。これは特大規模庁の裁判部門の執務機構を整備する必要があるとして、東京・大阪地裁の民事部及び刑事部にそれぞれ二人目の次席書記官ポストを設置することが認められたものです。

官職の増設をめぐる厳しい情勢を考えると、今回のような趣旨の下に東京・大阪地裁以外の府にもポストの増設を認めさせていくというのは難しいと思われます。

いざんしても、昭和六三年度の級別定数の改定をどのように進めていく

のかについては、目下検討を進めている段階であり、官職の増設についてもその中で検討していきたいと考えています。

二 大量退職に対する方策

て計六〇五人となつております。

その内訳は次のとおりです。

ア 書研養成部修了者 二二四人
(一部一四〇人、二部七四人)

イ CP試験合格者 三三三人 (理論試験受験組二三八人、理論試験免除組四四人)

ウ 新規再任用者 五九人

エ 今後の書記官任用予定数等について

は、本年度の新しいデータの集計結果がでおりませんので、昨年の座談会(五月二三日開催)で申し上げたことを繰り返すことになりますが、書記官有

資格者の今後の退職見込数が、定年退職以外の勤労退職、自己都合及び死亡等の不確定要素を前提とした大づかみの退職者数として、六五年度までは、六〇〇人台の数で推移していくものと推計していますので、そこら辺りの任用となるらうかと思われます。

昨年の座談会で、昭和六一年度(六一・一・六二・三・三二)の書記官有

資格者の退職見込数について、大づかみの数として、仮に、六〇〇人前後と

すると、CP試験合格者は三二〇~三三〇人となるのではないかということを申し上げましたが、結果として本年度のCP試験合格者(理免者を含む)は、三三人となって、これに近い数となりました。

再三申し上げていますように、この退職見込数の推計は非常に難しい面があり、あくまでも推測の域を出ません。

今後、仮に書記官有資格者の退職者数が昨年度を若干上回ると仮定したとしても、書研養成部の養成による補充については、書研の収容能力からみて、今後とも、二二〇人程度(一部一四〇人、二部七〇~八〇人)で推移していくものと思われます。退職書記官の再任用とCP免者については現時点ではつきり申し上げられませんが、仮に、本年度と同程度にとどまるるとすると、書記官任用数の增加分は、CP理論試験組により不足分を補充せざるを得なくなります。しかし、その場合でも、最近のCP理論試験受験者層の厚さからみれば質の低下を問題にするところまでいかないと思われます。

いずれにしても今後数年の間は、退職予定者の変動はなし、CP理免者の推奨候補者がどの程度得られるのか、書記官再任用希望者はどの程度期待できるのかなどについて前年のぎりぎりの期間まで見極めた上で翌年度の書記

1 書記官任用数と退職者数の推移

金鏡任用課長 本年度の書記官任用数は、四月二日付けの再任用者を含め



官補充計画を立てていく必要があると
考えております。

なお、本年四月一日付けの再任用状
況は、まだ詳細な報告集計結果が出て
おりませんが、現在把握しているところ
では、次のとおりになっています。

三月三一日限り定年退職した書記官
有資格者は二四〇人（書記職一七五人、
事務職六五人）で、その中、書記官とし
て再任用を希望した者は、七八人（書記
職六九人、事務職九人）で、再任用希望
者は、定年退職者の三三%強となって
います。

再任用希望者の中、約七八%に当た
る六一人が選考に合格（その後二人辞
退し、実際に再任用された者は定年退
職者数の二五%弱の五九人という結果
になっております。

2 書記官基礎研修について

御承知のとおり本年度から書記官基
礎研修の方式が変更されました。

書記官基礎研修（以下「基礎研修」と
いふ）は、昭和五〇年からCP合格者を対
象として毎年実施されており、民事、
刑事、家事、少年の全分野に亘り書記
官職務を遂行するうえに必要とされる
基礎的知識、技法の付与を目的とした
研修を約四五日間に亘って行っている
ものであります。が、CP理免者が参加す
るようになつた昭和五九年度以降は、

CP理論試験合格者数の増加とあいま
つて、研修人員が飛躍的に増加したため
年二回に分けて実施してきたところで
あります。

従来の基礎研修参加人員の推移を見る
と昭和五八年度約九〇人、昭和五九年
度約一八〇人、昭和六〇年度約二二〇
人、昭和六一年度約三五〇人といふよ
うに年々増加してきましたが、本年度
のCP合格者は約三三〇人、うちCP理免
者約八〇人（書記官からの合格者を除
く）で昨年よりも約八〇人増加しまし
た。

ところが、書研の教室の収容能力か
ら、基礎研の一回の研修参加人員の上
限は一四〇人であるため、本年度のCP
合格者全員が基礎研に参加するとなる
と、一回実施でも全員を研修に参加さ
せることが出来ないになります。
そのこともあって、基礎研の再検討を
した結果、CP合格者のうち、CP理免者
については、書記官任用後の在職期間
が短いことから官任後に配置された部
署を異動することも比較的少ないと考
えられる上、基礎研に参加したCP理免
者自身からも、今後担当する予定のな
い職務に関する科目まで研修を受ける
必要性に乏しい反面、負担が重すぎる
のではないかという意見が聞かれる
等、研修効果にも疑問が持たれる状況

これまでのように民事、刑事、家事、
少年の全科目に亘る研修を実施する方
式の基礎研に参加させるのをやめ、全
国を三ブロックに分け、各ブロックご
とに実施局を定め、高裁への委嘱研修
として書記官担当職務別基礎研修（以
下「担当職務別基礎研修」という）という
方式の研修を実施することに改められ
た訳です。

この担当職務別基礎研は、民事（一
般）コース、民事（執行・保全）コース
(各一六日間)、刑事コース、家裁コース
(各一四日間)の四コースに分け、現に研
修員が担当している職務に関するコー
ースに参加してもらお研修であり、法廷
実習を含め書記官実務の実習等に重点
を置いて、本年度は、東京、大阪、福
岡各高裁の三ブロックに分けて研修を
実施することになつています。

3 大量退職に伴う幹部職員の育 成、登用等の方針と見通し

構成の見通しを前提に主任書記官、課
長補佐級の任用に当たっては、若手を
抜きしていく必要があることを下級
職員にも力説してきており、各所とも、
その必要性を十分認識しているところ
であります。が、現実の運用結果では、
ややもすると先輩職員に対する待遇に
追われ、長期的な観点からの対策が後
手に回るといった傾向がないではない
かたのであります。このところ、い
よいよピーク期にさしかかってきて、
後継者の養成不足が目につきはじめて
きたため、これまで以上に積極的に若
手の抜きを推し進めなければならない
くなつて参りました。

ちなみに、幹部職員の年齢構成や幹
部職員退職後の後任補充の給源として
予定できる職員の在職状況がどうなつ
ているのか等について申し上げます
と、昭和六一年八月一日現在のデータ
によれば、下級裁の主任書記官及び課
長補佐以上の幹部職員のうち、五〇歳
以上の者は、約二、八〇〇人在職して
いますが、このうち、五五歳・六〇歳
の幹部職員は、約一、九五〇人であり
ますから、実に約七〇%バーセントを占
めています。この團塊が今後の五年間の
短期間のうちに減耗していくことにな
ります。

これまで、機会あるたびに大量退
職期ないしは大量退職期経過後の職員
(職員の年齢構成は、昭和一〇年代生

れの層(現在四〇歳台の層)が極めて薄く、谷間を形成しているため、これらの幹部職員は、年齢構成の面では、三〇歳代後半から四〇歳代前半の者が主力になる形で急速に若返っていくことにならざるをえません。これまでのペテランの幹部職員が去って、若手の中から幹部職員が登用されていくことになるので、素質は十分有しているとしても、経験は必ずしも十分ではない。管理職が増加していくことになるため、実務に支障を生じないよう、その指導育成に真剣に取り組む必要があります。

特に、このように若手の幹部職員を大量に登用することになると、これに伴つて昇進スピードが急激に早まることがあります。その場合に、空きポストを全部従来通りの方法で充てしていくとすると、同一人を毎年のように次々と昇進スピードが急激に早まることがあります。その場合に、空きポストの上位ポストに登用していかないと間に合わなくなる。すなわち、ひとつ前のポストの経験を十分積まない中に、次の上位ポストへ昇進するという好ましくない事態が生ずることになります。

これまで、ポスト数に比較して人材が豊富であったのが、これからは逆の事態になるわけありますので、即席の人材育成で間に合わせるといったことをしならないよう、人事の運用において種々の観点から検討を加えるべきで

あるうと考えます。

次に、大きな課題の一つとして、各高裁において、職員構成の不均衡があ

ることから、処遇上のアンバランスが生じるといった現象が出てくる可能性がありますので、昇進の機会が高裁によって著しく差異が生じないためにどのような方策を講すべきかといった難問もかかえております。

いずれにしても、今後短期間のうちに幹部職員が大量に退職していく、幹部職員が急速に若返っていくことに伴い、人事行政上生じてくる諸問題について、その対応を誤らないよう各高裁にお願いしているところであります。

三 書記官制度の展望について

畔柳企画調査部長 有難うございま

した。では、次のテーマに移らせて頂きます。

私は、全国書協は、常々書記官制度はいかにあるべきかを中心的課題として研究しているところであります。

本年度は特に研究課題を「民事通常事件の進行管理と家事事件のうち遺産分割事件の進行管理について」といたし

理事務について、御意見、御助言を頂けたらと存じます。

また、これはさきの書記官の養成、補充とも関連するのですが、

2 大量退職に伴い著しく増加する経験の少ない書記官、若年の書記官の指導、事務処理の指針、過誤の防止等のために、さきに刊行された刑事、民事名書記官の手引きのようなマニュアルが最も有効と思われ、交流会での会員からの要望も大きいところです。今後、どのような予定、企画があるか、お聞かせ願えたらと存じます。

1 書記官による事前準備(進行管理事務)への関与

秋山第二、三課長 暫様方が目下取

続の主宰者である裁判官をバッカアツ

ブショウトする施策であると認識して

おります。効率的な訴訟運営を通じて、適正、迅速な裁判を実現すること自体、異を唱える者はいないわけですし、これは、独り裁判官のみで実現できる事柄ではないことも明らかです。

近時の事件の増加傾向と大量退職という厳しい状況の下で、どちらかといふと過誤防止、事務処理の効率化という面に重点を置かざるを得ない現状において、限られた人員の下で書記官事務の質的向上を図ろうとする前向きの姿勢に対しても、大いに敬意を表すものであります。最高裁においても、民事局が昨年裁判官会同で訴訟の効率的運営というテーマを採り上げましたし、六一年度の司法研究の課題ともなっています。また、家庭局においても、各府が事務処理要領を作成するにあたっての参考に供するため、いわゆる標準的なモデルを提供する中で、乙類事件についての当事者への事前照会とこれに基づく主張整理票の作成といった問題を提供しております。総務局としても、書記官事務のあり方とともに受訴裁判所の重要な構成メンバーである書記官が、高度の法律的知識と実務経験を生かして、本来の固有事務に加え事前準備等に積極的に関与し、効率的な訴訟運営の実現のため手

り組んでおられる書記官の事件の進行管理事務への関与の問題は、裁判官とともに受訴裁判所の重要な構成メンバーである書記官が、高度の法律的知識と実務経験を生かして、本来の固有事務に加え事前準備等に積極的に関与し、効率的な訴訟運営の実現のため手

たすべき役割について各府の意見をう

1 書記官による事前準備、進行管

かがつたわけです。

ところで、この進行管理という問題は、古くて新しい問題といわれて久しうのですが、このことは、この施策の方向づけの難しさを端的に現しているのではないかと思うわけです。すなわち

この問題の根本には、制度的には訴訟構造及び手続のあり方の問題が、

訟指揮のあり方という問題があるからであり、それだけに、一定の方向でのコンセンサスを得ることは、容易なことではないわけです。しかし、一方で、都市部の地裁を中心に、民事事件は微増傾向にあり、いわゆる長期未済事件といわれる事件も相当数ある現状と遡りすぎる裁判との対外的批判がされている現実には、裁判所として看過できぬいくつかの問題点が含まれてゐることも率直に認めざるを得ないと思われます。私どもとしては、今後とも、現状における問題点を洗い出し、これを裁判官及び書記官に各種の機会を通

じて提示することによって、まず、共通の問題意識をもつてもらうことが必要であり、次に、裁判官と書記官の間で各席の実情を踏まえて、訴訟運営のあるべき姿と当面の現実策としてとり得る施策について活発な議論がされることが必要なことだと考えておりま

先述しましたように、その解決策を見出していくことは容易なことではあります。しかし、その議論に当たっては、あるべき姿の追求とともに、各所が長期間にわたって慣行的に行ってきた事務処理の内容、処理態勢等についても今一度原点に立ち帰った見直しが必要ではないかと考えております。すなはち、従来事務の中にムリ・ムラ・ムダがあるればこれを整理し、これによつて生じたエネルギーをあるべき姿に一步でも近づける事務に充てていくという発想が必要だと思うわけです。この点で書記官事務に関してても少し具体的にいいますと、調査作成の合理化(必要に応じた要領調査、チェック調査の作成、録音機器の利用、簡裁における調書省略等)、送達事務の合理化(子納郵便制度の見直し、送達方法の工夫等)、帳簿作成事務の合理化、記録の作成・保管・保存事務の合理化等がこれであり、OA機器を活用してのこれら事務の効率化もその一環として位置づけられるところです。これらの一一つの合理化自体、難易の程度はありますが、皆様方との事務量に応じた配置がされているかといったことも一つの検討の視点にいた、事務処理態勢の見直しの点についても、裁判所全体の観点からの部門ごとの検討に当たつても、この辺についての具体的な提言を期待しております。また、事務処理態勢の見直しの点についても、裁判所全体の観点からの部門ごとの事務量に応じた配置がされているかといったことも一つの検討の視点に

2 業務官事務の手引き書

昭和六〇年に刑事事件の、六年間に民事事件の各書記官事務の手引を刊行したところですが、その中にも既に、改訂を要する部分がありますので、早い機会にその内容の充実と、合わせて各庁の要望に沿った配布範囲の拡大を検討しております。次に、民・刑に引き続き本年度においては民事局が中心となり民事執行事件中の不動産執行編となり、民事執行事件中の手引書の刊行を予定しております。来年度以降も、債権執行編を計画しておりますし、また、現在書記官研修所のが中心となり、保全処分事件の手引書の刊行の準備に着手しております。

なると思われます。
いずれにせよ、一朝一夕に結論の出る問題ではありませんが、大きな視野に立ち、かつ、多面向的な視点からの裁判官、書記官等が共同したうえでの検討が必要かと思われます。



四 簡裁の適正配置について

四 簡裁の適正配置について

ましても、極めて関心の高い問題ですので、その具体的な作業の進行状況、或は見通しといらものをお聞かせ願えましたらと存じます。

竹崎一課長 皆様すでにご承知のことと思ひますが、本年三月六日の閣議決定を経て「下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部改正」の法律案を今国会に提出いたしました。その内容は、小規模独簡二〇一府の廃止、事務移転二二一府の廃止、大都市部の独簡一七府の廃止（合計廢止府二三九）、町田と所沢の二府の新設、管轄区域の実質変更九府、形式的な行政区画の変動或は呼称の変更等に伴う訂正が二三府というものです。この法案は、五月六日付けで衆議院法務委員会に付託されました。しかし、御承知のような国會の情勢であり、また、このほかにも、刑法の一部改正、規定の新設を内容とする民法の一部改正、外国人登録法の改正、刑事確定記録の保存に関する法案等が目白押しなつて、いるため、本案の審議及び成立は、もっぱら国会

の情勢待ちという状況です。

この法案では、大都市部を除いた独自の統合については、来年の五月一日が施行期とされ、市町の新設を要する大都市簡裁の統合及び新設間数については、施行期が政令に白紙委任されております。

実整備、例えば統合される府の定員をどうするか、統合されない独立の府会議事室の他の設備はどうするかということです。定員の問題は別として施設の整備はすべて施行期に間に合うといふにはいきませんが、これらの面での作業を早急に進めて行く必要があると思います。

の争いをしたくないからこそやむを得ないが、地域によつては裁判所への出頭に、今まで以上の時間を要することになるわけですから、これらの地域に対しては、住民に大きな不便を生ずることのないよう配慮しなければなりません。そこで、相当数の市で出張しての事件処理、例えば、民事、家事の調停、家事審判

の審問に相当する部分、受付相談等を行ふ必要があろうかと思ひます。これらの点は、地元の自治体等の要望あるいは、その実施に必要な施設等の提供が受けられるかどうか等にも関わっているわけです。また、特に遠隔地を抱えている警察署から、出張しての交通事件の即日処理の希望があります。これらの希望については、前向きに対応していきたいと考えておりますが、何れも今後、関係機関、自治体等の事件処理上の上でのOA機器の導入等多くの問題について早急に検討を進め、必要な施策を講じて行く必要があると思います。

これらの点については、折りに触れては会同協議会という機会を通じて、また、その他の方法で御連絡したいと思つています。

一言でいしますと現在のところは法案の成立を待ちながら、ただ今申し上げた諸々の点について内部的な検討を進めているところです。

五 書記官事務の合理化について

今後、関係局や高裁等とも十分協力を重ね、簡裁の適正配置が円滑に実施されるよう努力していきたいと考えております。

1 まず、OA機器の導入計画と現在の活用状況についてお聞かせ下さい。

五　書記官事務の合理化について

民事執行事務、簡裁の調停事務等についてパソコンが利用されていますが、まだ充分に利用されているとは言えない実情にあるかと思います。全国的に見てどのような計画をお持ちでしょうか。さらに、帳簿、諸票の作成、保存についての利用そのほかについて御計画、御検討されているところがあればお聞かせ頂きたいと思います。

ついで、供述録取事務の合理化を重ね簡裁の適正配置が円滑に実施されるよう努力していきたいと考えております。

書記官事務の効率化、合理化は、我々が常に研究課題としているところであります。ですが、近時の科学、特に電子工業の発達は、事務室の様相を一変させ

についてお聞きしますが、簡裁民事訴訟において調査の省略、録音体の活用の実験に入ったと聞いておりますので、その状況をお話し頂きたく存じます。

す。

1 OA機器の利用

秋山第一、三課長 先程も進行管理の問題の中でいいましたように、書記官事務の中には、OA機器を利用する

ことによって、相当程度の効率化が図

り得る事務があるものと考えております。

ただ、その場合に、どのような部

門、事務について、どのような形態と

規模でOA機器を導入するかについて

は、従来から申し上げているとおり、

OA機器が社会一般に普及している便

利な機器だからというだけの視点で検

討しているわけではなく、従来事務の

見直し(不要事務の整理とOA化に適す

る事務への改善)とその余力の有効活用

という視点から、導入の可否と時期、

態様等を考えているわけです。

御承知の書記官事務におけるワープ

ロ実験は、本年四月から調査作成事務

へのワープロの活用を中心とした本実

験に入っています。これまでの準備

的な実験においては、一〇斤一七箇部

において老若男女を問わず総じて、短

期間にワープロに相当程度習熟するこ

とができるとの結果を得ており、将来

広くワープロを導入していく場合の研

修のあり方等についての資料という点

からも一応の成果を得たと考えており

ます。また、今後の本実験においては、

調査作成の効率化という点はもとより、大小機器の組合せの問題、小型機のリボンの消費程度、調査の様式、用紙の問題等実務的な検討のために必要なデータの収集も行っていく予定であります。

また、この六月から、都内の三つの

簡裁において、ワープロ、パソコンを

利用しての督促事件の効率的な処理の

ための実験を開始すべく準備中であり

ます。この実験においては、審査、判

断事務を除く受付から事件の終局、統

計処理に至る一連の事務をOA化の當

象としており、受付段階で入力した当

事者、債務額等に関するデータは、そ

の後の文書作成、統計処理にも自動的

に使用できるとか、帳簿の類は一切手

書きしないとか、当事者からの送達関

係の照会にも、検索機能を用いて迅速

に対応できるなど、かなりの面で効率

化、適正化に資する面があるのでな

いかと考えており、実験結果に注目し

ているところであります。

さらに、パソコンについては、御指

摘のとおり民事執行事件、簡裁の民訴

事件等用に計算プログラムを伴ったバ

ソコンをそれぞれ九台、四〇台寒用

導入されているところであります。

その利用状況については、非常に多く

利用されている一方、いくつ

かの所で十分に利用されていないとい

うことも聞いております。その原因は必ずしも定かではありませんが、民事局を中心に、活用が図られている所の工夫例活用促進のためのミニアルを作り、書類における研修等を検討し、一部実行していると承知しております。また、民事局では、破産事件における受付から終局までの各種事務、文書作成事務等の効率化のための実験も開始しており、大都市部の地裁執行部でのファクシミリ利用実験も進めています。また、民事局では、破産事件における受付から終局までの各種事務、文書作成事務等の効率化のための実験も開始しており、大都市部の地裁執行部

でのファクシミリ利用実験も進めています。

以上のように、OA機器の利用は、

まだ実験段階にあり、今後検討課題

を山積しているわけですが、これらの実験の結果を踏まえながら前述したOA機器の導入の視点から、導入に向けて積極的に取り組んでいこうと考えております。

六 退職書記官の進路について

畔柳企画調査部長 有難うございま

しました。では、次のテーマに移らせて頂

きます。

職員の年齢構成からみて、ここ数年は書記官の大層退職が毎年続くと思われることは、先程お話をの中に出てき

ているところであります。そこで、再任用の先輩である退職書記官の進路がどの

ようなものであるかについても、我々

としては極めて大きな関心を持つてい

るところであります。それで、再任用書記官についてはさきほどお聞きいた

しましたがその他の

1 退職書記官の進路開拓等につ

き、企画官は具体的にどのように活動

されているか、また、今後、どのような方針を持って臨まれるのかお話し下さい。

2 大量退職期にあって、退職書記

官の活用をどのように考えておられる

のかについてもお聞かせ下さい。

ないわけですが、利用率はかなり高いと聞いており、今後は、さらに実験結果の分析と問題点の検討がされることとなりましょうが、地裁事件への応用の可否も含めて、実験の進行状況を見守っているところであります。

1 企画官の活動状況と今後の方針について



住川參事官 本年四月に札幌高裁入

しい活用の方法については、簡単にはいかない状況です。
ただ、調停委員については、五九年度及び六〇年度二年間で、裁判官を除いた元裁判所職員が約四三〇人新規に任命されましたが、六一年度では一年間に約二九〇人と若干増加したことと

です。

各企画官が開拓した主な進路としては、公証人役場、弁護士事務所、クリケット会社等ですが、せっかく開拓した進路にも希望者がいなかつたり、勤務条件が合わないなどで短期間で辞めることもあるという例もあり、企画官の努力も報われないという場合も少なからずある

置は高松高裁のみとなりました。各企画官の担当職務がどのようなものか、或は、退職準備教育等についてどのような活動をしているかなどについては、これまでこの座談会で御説明しているところですが、各企画官とも、職員の退職管理に関する各種資料の収集・整理、再就職先の開拓や斡旋、それに退職金や退職年金に関する相談事務等を主としてやっています。

何しろ新しい分野の仕事であり、いろいろと難しい点もある中で地道に努力しており、それなりの成果をあげているものと思っています。

2 退職書記官の活用について

退職書記官の進路なし活用について、これまでこの座談会で説明したところ、これまでこの座談会で説明したところ、進路の拡大や退職書記官の新

七 総務局三課の今後の作業計画について



申しますと、さき程秋山課長から説明

がありましたように、書記官事務に関するワープロ実験や督促手続に関するOA化実験に基づいて、事件処理上どの程度の効率化がかかるか、実務処理上あるいは技術上どのような問題点があるかを検討していくことになります。

昨年六月三〇日付けで査察通達が改正されました。これは、具体的な事務処理の流れを把握し、問題点とその原因を究明することが一つの大きな指標であります。総務局長への査察結果報告は、当該裁判所管内の査察実施事務が修了した後二箇月以内に書面で報告することになっているので、現段階では全部出揃っておりません。現在までに届いている査察結果報告書をみる限りでは、単に事務処理の現象面における個々の指摘のみにとどまるものもありますので、実施通達を発出するに当たっては、査察の機能が十全に發揮できるよう工夫を要するものと考えております。ところで、査察通達の改正と

いい、各種事件処理のマニュアルの配布といい、それは大量退職期にあっての、一つの、いわば外からの対策であつて、肝要なことは、先ず、各人の実践をもつて、ペテラン書記官がどんどん抜けていくあとを、いままで築き上げたレベルを維持・継承して乗り切ることだと思います。

三課関係の能率器具の配布については、五月末を期限として各府の要望調査を実施しております。その結果を集計し、各府の事件数などから利用の必要性、更新年限、器具間の配布の優先順位等を考慮しながらできる限り各府の要望に沿えるよう整備に努めているわけであり、またその実施にあたっては、限られた予算の中で各器具をバランスよく各府のニーズに応じたような形で配布するとの観点から実行しているわけです。

三課関係の会同としましては、今年は民事首席書記官会の番ですが、さきほど竹崎課長から説明がありましたように、簡裁の適正配属に伴う事務処理の充実を図らなければなりません。それについて協議すべき事項は多くあるわけで、簡裁判事、民・刑各首席書記官などの会同を予定しております。

私は書記官は、総務局三課とは極めて密接な関係にあり、日々、御指導を頂いているところであります。が、総務局三課の今後の作業計画について、全国書協会員に知らせたいと思います。

そこで、お話し頂きたくお願ひ致します。

小仁所參事官 主要なものについて

八 その他

畔柳企画調査部長 有難うございました。では、最後に

1 国鉄の民営化に伴い、旧国鉄職員を裁判所に採用、若しくは採用の予定と聞いておりますので、その採用予定数、採用後の待遇、職種等お差し支えのない限りお聞かせ下さい。

2 次に刑事関係事務についてですが、刑事確定記録保存法案についてお聞かせ願えれば存じます。

1 国鉄職員の採用予定数、採用形態、職種等について

金堀任用課長 1 本年四月一日現 在で、各裁判所に正規の職員として採用された国鉄職員は計一〇二人に達しております。この他に国鉄清算事業団から派遣された職員を実務研修生として受け入れた者が一七五人おります。採用した職種は大部分が廷吏で、その他に法廷警備員、警衛官、行(2)職員など若干名おります。

2 実務研修生を受入れるに至った経緯等について少し詳しく御説明しますと、国鉄の民営・分割化に伴い、新会社と清算事業団に振り分けられることになりましたが、その作業が落着く前に、あらかじめ選考をして

おくことが比較的資質の高い人材を確保する点で得策であるといった判断から、大部分の省庁で昭和六二年度から昭和五年四月一日までの間に自分の序に受け入れなければならない人員数の採用内定をするため、各年度ごとに行うべき選抜を一括して実施しておくと、いう動きが出てきました。

そこで、裁判所においても各省庁と同様、昭和六二年度から六年四月一日までの間に受入れる国鉄職員全員を一括して選抜することとし、昨年一二月から本年二月にかけて各採用予定で選考を実施してもらった結果約二五〇人の採用内定者が決定されました。

この採用内定者の大部分は廷吏で、法廷警備員も若干名含まれております。

一括選抜によって採用内定された者で、正規職員として採用されないままいるものについては、国鉄の依頼に基づき、その間裁判所の実務の体験を通じて職場環境や服務等に関する理解を深めるため、各採用予定の裁判所で実務研修生として実務研修を実施する

ことになりました。幸い現在のところ、非常によくやつて受け入れた者たちは、将来的に欠員が生ずるのをまことに順次、正規職員に切替えていく予定です。

えられていく予定です。

2 刑事確定記録法案について

実務研修生は、清算事業団に所属し、給料も清算事業団から支払われておりますが、勤務時間や服務などは常勤の

裁判所職員の例により取扱われ、実際には法廷において廷吏等の業務に従事して、実務の体験をもらう必要があるため、廷吏等に任命されて、非常勤の裁

判所職員としての身分も付与されております。

御承知のように裁判所職員の年齢構成が四〇歳台特に四五、六歳あたりが極端に少なく合間をなして、人事管理上好ましくないため、国鉄職員の受入れの機会に、多少なりとも年齢構成の平準化の一助としたいというところから四〇歳台の国鉄職員を主として採用しているのですが、この点は他の省庁と異なった裁判所独自の傾向ではなかつたかと考えています。それだけに、この人の達が早く他の職員との意思疎通を図ってくれて、円滑な事務の遂行に支障がないようになってくれることを念願しているわけです。

幸い現在のところ、非常によくやつてくれているといった好評をいただいているので喜んでいます。いずれ、職務にも精通してきて実績を上げたので、洗い出し作業と、新法施行期に向けての新通達の発出等を準備することになります。

畔柳企画調査部長 長時間どうも有難うございました。これをもって終わらせて頂きます。

*

*

小仁所参事官 本一〇八国会には、